

春野公民館・筆山文化会館合築  
基本構想

令和 7 年 3 月 31 日

高知市総務部文化振興課

# 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第一章 現状と課題 .....         | 2  |
| 1. 公共施設の現状と課題 .....     | 2  |
| 2. 対象施設の現状と課題 .....     | 3  |
| (1) 春野公民館の現状 .....      | 3  |
| (2) 筆山文化会館の現状 .....     | 5  |
| (3) 対象施設の課題 .....       | 8  |
| (4) 対象施設への要望 .....      | 9  |
| 第二章 複合施設としての対応 .....    | 10 |
| 1. 整備の必要性 .....         | 10 |
| 2. 整備の考え方 .....         | 10 |
| 第三章 基本構想 .....          | 12 |
| 1. 施設のコンセプト及び整備方針 ..... | 12 |
| 2. 施設に求められる機能 .....     | 13 |
| 3. 建設場所 .....           | 14 |
| (1) 考え方 .....           | 14 |
| (2) 敷地候補地の検討 .....      | 14 |
| (3) 南敷地内での検討 .....      | 17 |
| 4. 春野公民館機能の代替施設 .....   | 18 |
| 5. 概ねの施設規模 .....        | 19 |
| 6. 事業スケジュール（案） .....    | 19 |

# 第一章 現状と課題

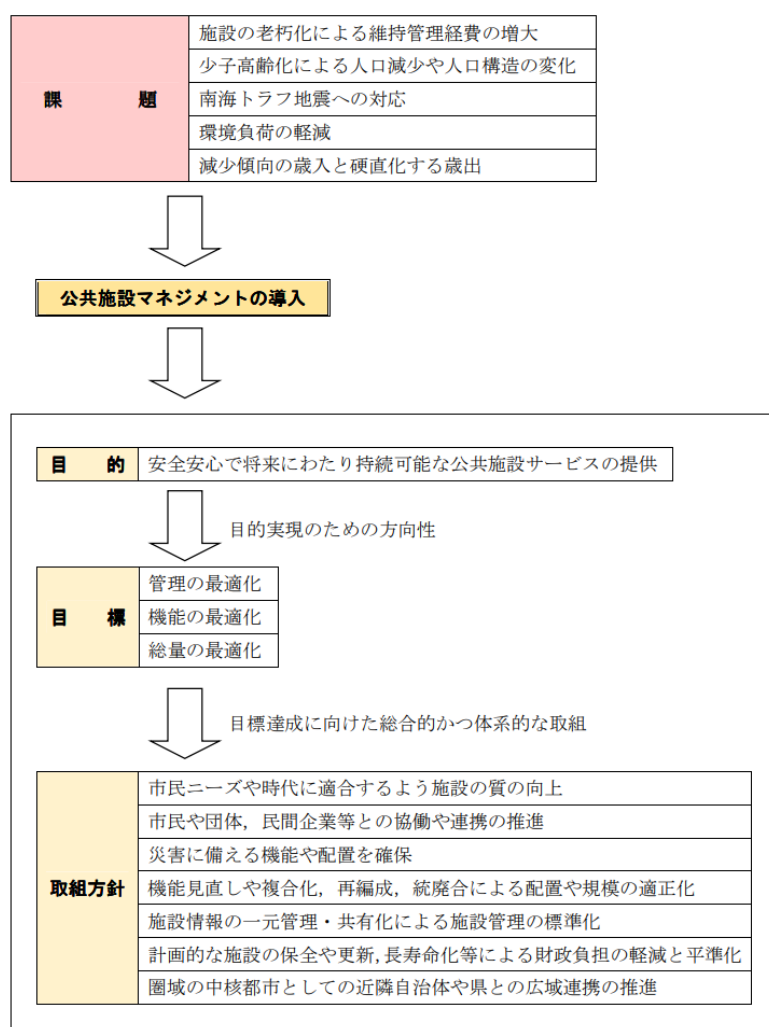
## 1. 公共施設の現状と課題

本市の公共施設は、都市としての発展とともに年々増加を続け、運営に必要な経費が増大するとともに、大量の施設が、老朽化による建て替えや設備更新の時期を迎えようとしていることから、それに必要となる費用の確保が、財政面での大きな課題となっています。

本市の現状と課題からすると、現在の公共施設の規模やサービスを長期的に維持していくことは容易ではなく、需要構造の変化に対応し、全体最適化を図ることが必要です。

公共施設に係る課題に対応し、「安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供」という目的を実現するため、【管理の最適化】と【機能の最適化】、【総量の最適化】の3項目を目標と7項目の取組方針を示した「高知市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、維持管理及び整備の取組を進めています。

◎ 基本方針の概念図



(参照) 高知市公共施設マネジメント基本方針

## 2. 対象施設の現状と課題

### (1) 春野公民館の現状

#### ① 施設概要

春野公民館は、昭和 48 年に建築された建物で、合併前は春野町の中央公民館として、春野町の生涯学習の中心的な施設として利用されてきました。合併後も、春野地域の公民館の中心として、太鼓の練習や社交ダンスの練習、茶道や絵画、またチャレンジ塾や市民学校といった公民館活動の拠点として活用されている施設です。

#### 【建物構造】

|       | 棟別        | 建築年度 | 床面積<br>(㎡) | 防災機能                                                  |
|-------|-----------|------|------------|-------------------------------------------------------|
| 春野公民館 | R C 2 階建て | S48  | 1029.25    | 津波：区域外<br>土砂災害：区域外<br>仁淀川浸水想定区域<br>避難所指定：あり（大規模災害時のみ） |

#### 【開館時間】

開館時間：9 時～22 時

休 館 日：月曜日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

#### 【利用料金】

（単位：円）

|               | 大ホール  | 和室    | 会議室   | 調理室   | 小会議室  | 青年・<br>女性室 | パソコン<br>室 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|-----------|
| 午前（9 時～12 時）  | 1,310 | 870   | 870   | 1,310 | 870   | 870        | —         |
| 午後（13 時～17 時） | 1,750 | 1,100 | 1,100 | 1,310 | 1,100 | 1,100      | —         |
| 夜間（17 時～22 時） | 1,970 | 1,310 | 1,310 | 1,750 | 1,310 | 1,310      | —         |

#### ② 施設利用状況

春野地域の公民館の中心として、茶道や絵画制作といった地域の文化活動、また、チャレンジ塾や市民学校といった公民館活動の拠点として活用されています。

特に大ホールについては、太鼓の練習や社交ダンスの練習など、広いスペースを要する文化活動が行われています。

調理室については、雨漏り等の影響により稼働率は低いですが、毎年開催されている春野文化祭での調理場として利用されています。また、老朽化のため現在は行われていませんが、以前は料理をテーマにした市民学校の会場として活用されていました。

【施設稼働率】

| 春野                                         | 面積<br>(㎡) | 時間帯                  | 稼働率 (%) |       |         | 利用傾向                      |
|--------------------------------------------|-----------|----------------------|---------|-------|---------|---------------------------|
|                                            |           |                      | 29 年度   | 30 年度 | 令和 5 年度 |                           |
| 大ホール<br>※ステージ<br>24.83 ㎡<br>控室 7.50<br>㎡×2 | 203.28    | 午前 (9 : 00～12 : 00)  | 23.5    | 16.7  | 26.8    | 音楽利用                      |
|                                            |           | 午後 (13 : 00～17 : 00) | 55.9    | 32.0  | 29.7    |                           |
|                                            |           | 夜間 (17 : 00～22 : 00) | 85.9    | 70.3  | 44.0    |                           |
|                                            |           | 大ホール合計               | 55.1    | 39.7  | 33.5    |                           |
| 和室                                         | 38.92     | 午前 (9 : 00～12 : 00)  | 0.7     | 2.0   | 10.5    | 茶道<br>チャレンジ塾              |
|                                            |           | 午後 (13 : 00～17 : 00) | 1.0     | 1.6   | 10.5    |                           |
|                                            |           | 夜間 (17 : 00～22 : 00) | 9.5     | 0.3   | 24.4    |                           |
|                                            |           | 和室合計                 | 3.7     | 1.3   | 15.2    |                           |
| 会議室                                        | 81.47     | 午前 (9 : 00～12 : 00)  | 8.8     | 10.8  | 8.1     | 市民学校<br>俳句                |
|                                            |           | 午後 (13 : 00～17 : 00) | 16.7    | 16.0  | 25.8    |                           |
|                                            |           | 夜間 (17 : 00～22 : 00) | 29.1    | 29.4  | 24.9    |                           |
|                                            |           | 会議室合計                | 18.2    | 18.7  | 19.6    |                           |
| 調理室                                        | 57.83     | 午前 (9 : 00～12 : 00)  | 2.0     | 2.0   | 0.0     | 春野文化祭                     |
|                                            |           | 午後 (13 : 00～17 : 00) | 2.0     | 2.0   | 0.5     |                           |
|                                            |           | 夜間 (17 : 00～22 : 00) | 0.0     | 2.0   | 0.0     |                           |
|                                            |           | 調理室合計                | 1.3     | 2.0   | 0.2     |                           |
| 小会議室                                       | 29.25     | 午前 (9 : 00～12 : 00)  | 3.3     | 1.0   | 14.8    | 押し絵<br>ハーモニカ              |
|                                            |           | 午後 (13 : 00～17 : 00) | 10.5    | 5.9   | 19.6    |                           |
|                                            |           | 夜間 (17 : 00～22 : 00) | 2.0     | 0.3   | 5.7     |                           |
|                                            |           | 小会議室合計               | 5.2     | 2.4   | 13.4    |                           |
| 青年<br>・女性室                                 | 54.38     | 午前 (9 : 00～12 : 00)  | 6.5     | 4.9   | 14.4    | 市民学校<br>ハーモニカ<br>絵画<br>俳句 |
|                                            |           | 午後 (13 : 00～17 : 00) | 40.2    | 34.3  | 34.0    |                           |
|                                            |           | 夜間 (17 : 00～22 : 00) | 14.7    | 20.9  | 6.7     |                           |
|                                            |           | 青年・女性室合計             | 20.5    | 20.0  | 18.3    |                           |
| パソコン室                                      | 81.47     | 午前 (9 : 00～12 : 00)  | 0.0     | 0.0   | 0.0     | ※倉庫                       |
|                                            |           | 午後 (13 : 00～17 : 00) | 0.0     | 0.0   | 0.0     |                           |
|                                            |           | 夜間 (17 : 00～22 : 00) | 0.0     | 0.0   | 0.0     |                           |
|                                            |           | パソコン室合計              | 0.0     | 0.0   | 0.0     |                           |

### ③ 老朽化・耐震性等

平成 26 年に実施した耐震診断では、春野公民館は南海地震に耐えうる機能を有しているとの診断結果が出ています。

#### 【平成 26 年度耐震診断結果】

|       | 建築<br>年度 | 改修前<br>I S 値 | 既存建物の耐震性能の評価       |
|-------|----------|--------------|--------------------|
| 春野公民館 | S48      | 1.41         | 南海地震に耐えうる機能を有している。 |

※Is 値（耐震判定値）＝耐震診断により、建物の耐震性能を示す指標で、Is 値 0.6 以上で耐震性能を満たすとされている。

しかしながら、建築から 50 年以上が経過し、現在のバリアフリーの基準には適合していない状況です。利用団体からも、昇降機の設置やトイレの洋式化など、バリアフリー化を望む声が日常的に聞かれています。

また、老朽化が進んでおり、令和 4 年の台風では屋上防水シートの剥離が起こるなど、たびたび大規模な雨漏りが発生しており、漏電、外壁剥離等の影響が施設利用に支障を及ぼす可能性が極めて高いのが現状です。

## (2) 筆山文化会館の現状

### ① 施設概要

高知市筆山文化会館（以下、「筆山文化会館」という。）は、ユースホステルとして昭和 38 年に建築した建物と、昭和 39 年に建築した管理入室（現軽音楽室）、昭和 55 年建築の会議室（現音楽練習室）と合わせて、文化会館として運用されている施設です。

#### 【建物構造】

|                      | 棟別        | 建築年度 | 床面積<br>(㎡) | 防災機能                                  |
|----------------------|-----------|------|------------|---------------------------------------|
| 筆山文化会館<br>(旧ユースホステル) | R C 2 階建て | S38  | 477.57     | 津波：区域外<br>土砂災害：特別警戒・警戒区域内<br>避難所指定：あり |
| 筆山文化会館<br>(音楽練習室)    | R C 1 階建て | S55  | 93.00      |                                       |
| 軽音楽室                 | 木造 1 階建て  | S39  | 24.42      |                                       |

#### 【開館時間】

開館時間：平日（火～金）13 時～22 時，土・日・祝日 9 時～22 時

休 館 日：月曜日（月曜が休日・祝日の時は開館し、そのすぐ後の平日を休館），  
年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

## 【利用料金】

(単位：円)

|               | 会議室   | 談話室   | 1 階広間 | 2 階広間 | 音楽練習室 | 軽音楽室 | 陶芸用電気釜                 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------------------------|
| 午前（9 時～12 時）  | 1,120 | 690   | 690   | 690   | 1,320 | 490  | 素焼き：8,270<br>本焼き：9,280 |
| 午後（13 時～17 時） | 1,480 | 910   | 910   | 910   | 1,770 | 670  |                        |
| 夜間（17 時～22 時） | 1,860 | 1,150 | 1,150 | 1,150 | 2,210 | —    |                        |

## ② 施設利用状況

筆山文化会館は、ホール等を有した大規模な催しを行う施設ではなく、音楽練習、演劇練習、絵画・彫塑・陶芸等の作品制作等で、多くの団体や個人に利用されており、市民の多様なニーズに対応する文化活動拠点の一つとして、日常的な活動に利用されています。

特に周囲に建物が少ないため、騒音等の周辺への影響が少ないことから、音楽利用が多い傾向にあります。音楽利用の中でも、吹奏楽や合唱練習といった大人数での利用は音楽練習室や会議室・談話室を合わせて利用、バンド練習や個人での楽器練習は軽音楽室など、利用人数によって多様な音楽練習に活用されています。

また、絵画や彫塑・陶芸作品などの制作にも活用されており、絵画サークルが毎週木曜日に利用、彫塑・陶芸サークルについても毎週利用があります。陶芸については、館内に設置されている陶芸用電気窯を使って作品の焼き上げも行っています。

【施設稼働率】

| 筆山    | 面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 時間帯            | 稼働率 (%) |       |         | 利用傾向                                |
|-------|-------------------------|----------------|---------|-------|---------|-------------------------------------|
|       |                         |                | 29 年度   | 30 年度 | 令和 5 年度 |                                     |
| 音楽練習室 | 72                      | 午前 (9 時～12 時)  | 51.7    | 45.2  | 53.4    | 大人数での音楽利用<br>⇒吹奏楽など                 |
|       |                         | 午後 (13 時～17 時) | 27.9    | 28.9  | 51.3    |                                     |
|       |                         | 夜間 (17 時～22 時) | 72.4    | 75.4  | 56.2    |                                     |
|       |                         | 音楽練習室合計        | 50.4    | 51.0  | 53.7    |                                     |
| 軽音楽室  | 29                      | 午前 (9 時～12 時)  | 28.8    | 27.8  | 5.1     | 音楽利用<br>⇒バンド練習など                    |
|       |                         | 午後 (13 時～17 時) | 29.2    | 44.3  | 6.5     |                                     |
|       |                         | 夜間 (17 時～22 時) | —       | —     | —       |                                     |
|       |                         | 軽音楽室合計         | 29.1    | 39.8  | 6.1     |                                     |
| 会議室   | 63                      | 午前 (9 時～12 時)  | 61.0    | 58.3  | 52.5    | 音楽利用<br>⇒バンド練習,<br>合唱練習<br>個人のピアノ練習 |
|       |                         | 午後 (13 時～17 時) | 23.1    | 19.0  | 20.5    |                                     |
|       |                         | 夜間 (17 時～22 時) | 64.9    | 59.7  | 66.9    |                                     |
|       |                         | 会議室合計          | 46.7    | 42.3  | 45.1    |                                     |
| 談話室   | 49.5                    | 午前 (9 時～12 時)  | 55.9    | 52.2  | 44.9    | 音楽利用<br>⇒吹奏楽, 合唱練習<br>絵画, 彫塑        |
|       |                         | 午後 (13 時～17 時) | 68.5    | 67.9  | 63.6    |                                     |
|       |                         | 夜間 (17 時～22 時) | 19.2    | 22.3  | 34.1    |                                     |
|       |                         | 談話室合計          | 45.8    | 46.2  | 48.2    |                                     |
| 1 階広間 | 38.7                    | 午前 (9 時～12 時)  | 46.6    | 43.5  | 43.2    | 陶芸                                  |
|       |                         | 午後 (13 時～17 時) | 34.4    | 33.4  | 31.5    |                                     |
|       |                         | 夜間 (17 時～22 時) | 10.7    | 10.5  | 4.9     |                                     |
|       |                         | 1 階広間合計        | 26.4    | 25.4  | 22.2    |                                     |
| 2 階広間 | 38.7                    | 午前 (9 時～12 時)  | 11.0    | 17.4  | 10.2    | 少人数での音楽利用<br>⇒個人での楽器練習              |
|       |                         | 午後 (13 時～17 時) | 6.5     | 9.2   | 5.8     |                                     |
|       |                         | 夜間 (17 時～22 時) | 21.1    | 29.8  | 34.4    |                                     |
|       |                         | 2 階広間合計        | 13.4    | 19.2  | 18.5    |                                     |

### ③ 老朽化・耐震性等

平成 27 年度に実施した耐震診断（軽音楽室を除く。）では、耐震性が不足しているという結果が出ています。

また、現在のバリアフリーの基準に適合していない上、施設自体の老朽化が深刻で、設備の不具合や故障等が多発しており、利用者が安心して施設を利用するためには、大規模な改修が必要な状態です。

#### 【平成 27 年度耐震診断結果】

|                     | 建築<br>年度 | 棟  | I S 値 | 既存建物の耐震性能の評価                                                                            |
|---------------------|----------|----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 筆山文化会館<br>(旧ユースホテル) | S38      | 東棟 | 0.26  | X 方向は、柱および階力壁の耐力が小さく、形状指標も悪いため、耐震判定値を満足していない。<br>Y 方向は、柱の耐力が小さく、形状指標も悪いため、耐震判定値を満足している。 |
|                     |          | 西棟 | 0.69  | X 方向は、B 階で耐力壁が不足し、耐震判定値を満足していない。<br>Y 方向は、B 階で耐力壁が不足し、耐震判定値を満足していない。                    |
| 筆山文化会館<br>(音楽練習室)   | S55      | —  | 0.58  | X 方向は、1 階で耐力壁が不足し、耐震判定値を満足していない。<br>Y 方向は、1 階で耐力壁が多くあり、耐震判定値を満足している。                    |
| 軽音楽室                | S39      | —  | —     | —                                                                                       |

※Is 値（耐震判定値）＝耐震診断により、建物の耐震性能を示す指標で、Is 値 0.6 以上で耐震性能を満たすとされている。文部科学省では学校の耐震強度は Is 値 0.7 以上を保つよう求められている（筆山文化会館・ユースホテルの建物区分は「校舎」）。

### (3) 対象施設の課題

前述のとおり、耐震性の有無に違いはあるものの、両施設ともに老朽化が著しく、市民の皆様が安心して利用していただくには、早急な改修等が必要となっています。

筆山文化会館については、高知市筆山文化会館利用者協議会から再三にわたり施設改修の要望が出され、現位置で防災機能も備えた施設への改築も検討しましたが、敷地内が土砂災害警戒区域に含まれていることから、現位置での改修等は困難です。一方、現在利用されていない市有地の状況からは、音楽利用が活発な施設の利用状況や施設建設に必要な面積確保といった面で筆山文化会館を移転するに適した用地がありません。

春野公民館については、春野地域の住民のための公民館であるため、今後も春野地域内に整備する必要があります。

また、社会教育施設、文化施設ともに、改修等に当たって、それぞれの施設を単独で整備する場合には補助金等の財源がなく、唯一活用できる起債は、施設の複合化や減築が条件となっています。

#### (4) 対象施設への要望

春野公民館、筆山文化会館の改築・複合化を検討していくにあたって、改築・複合化後の施設について、利用者がどのような機能を求めているか、市民ニーズの把握のため、春野公民館の利用者及び筆山文化会館の利用者を対象に、各施設の改築・複合化に関するアンケートを実施しました。

アンケートの結果から、音楽練習に関する利用が多いことから、周辺環境への配慮として「防音機能」を求める意見が両施設の利用者からみられました。

合わせて、筆山文化会館利用者からは彫塑・陶芸作品の制作に伴う洗い場の整備や作品置き場の確保など「文化活動のための機能」、春野公民館利用者からは大人数での利用が可能となる十分な部屋面積の確保や地域での会議や講習を行うにあたっての備品の収納先の確保など、「地域活動・生涯学習活動のための機能」を求める声が多くありました。

また、エレベーターの整備や段差のない形状の施設を求めるもの、駐車場台数の確保など、「利用しやすい施設整備」についての回答も見られました。

#### 【アンケート回答（抜粋）】

- ・アンケート実施期間：令和6年12月4日（水）～12月20日（金）
- ・アンケート対象者：筆山文化会館利用者協議会、春野公民館利用団体  
各館利用者（期間中各館にアンケート及び回収ボックスを設置）
- ・回答総数：計36件（筆山文化会館利用者から21件、春野公民館から15件）

|                   |           | 会議室                                                                                 |
|-------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 防音機能              | 筆山文化会館利用者 | 和太鼓を叩ける施設がないので、そのための利用ができれば大変うれしく思います。近隣の方のためにも音が出ないように施設を望みます。                     |
|                   | 筆山文化会館利用者 | 防音設備について 近隣住民への騒音配慮の観点より、音楽練習室へ防音設備の設置を要望します。                                       |
|                   | 春野公民館利用者  | 音楽室は防音設備をしてもらいたい。                                                                   |
| 文化活動のための機能        | 筆山文化会館利用者 | 粘土原型の型を洗浄する為の設備（例えばシャワー室のような）を設けること。それが無理な場合は、屋外に洗い場を設け、そこまではエレベーターで運搬できるようにすること。   |
|                   | 筆山文化会館利用者 | 陶芸窯の部屋も筆山位の広さで、釉薬を置く場所又コンプレッサーを使用するので換気扇のついた釉薬を掛ける専用の部屋もあれば嬉しい。                     |
|                   | 筆山文化会館利用者 | 楽器機材保管の場所として、各利用部屋と同フロアに収納室、収納空間を要望する。                                              |
| 地域活動・生涯学習活動のための機能 | 春野公民館利用者  | 机、椅子の収納庫（出し入れのしやすいもの）。                                                              |
|                   | 春野公民館利用者  | 音楽室のひとつは現在の公民館のホールくらいの大きさにしてほしい。                                                    |
| 利用しやすい施設整備        | 筆山文化会館利用者 | 高床式の3階建築の場合、バリアフリー、身障者対策、機材搬入搬出としてエレベーターの設置を要望する。また同フロアはバリアフリー、機材移動運搬に対応し、階段差がない形状。 |
|                   | 筆山文化会館利用者 | 駐車場は広く、台数が多く停められる様にしてほしいです。                                                         |
|                   | 春野公民館利用者  | エレベーターがあるとたすかります。                                                                   |

## 第二章 複合施設としての対応

### 1. 整備の必要性

前述のとおり、筆山文化会館は、長年にわたり社会人の日常的な活動場所として、音楽練習、演劇練習、絵画・彫塑・陶芸等の作品制作等で、多くの団体や個人に利用されており、市民の多様なニーズに対応する文化活動拠点の一つです。

高知市筆山文化会館条例第1条では、「高知市民の文化・芸術の向上に寄与するため、高知市筆山文化会館を設置する。」と定めており、利用者により任意団体の高知市筆山文化会館利用者協議会が組織されるなど、音楽をはじめとする文化芸術活動が活発に行われており、市としても、文化・芸術の振興を進める上で重要な施設と考えています。

また、春野公民館は、春野地域の生涯学習活動の中核として、15の分館を束ね、春野地域の生涯学習活動を推進していくことが求められます。

社会教育法第20条では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされており、公民館は地区内での地域活動・文化活動にも大きく関わる施設であると言えます。

2011 高知市総合計画（平成23年3月策定）では、施策の大綱のひとつとして「育みの環」を掲げ、その中で「いきいきと学び楽しみ、活躍できるまち」の基本目標のもと、「市民一人ひとりが生涯にわたり個人の学びを充実させながら 芸術・文化・スポーツに親しみ楽しむことでそれぞれの生活の質を高めながら心豊かに暮らすことができるとともにさまざまな場面で活躍できる人材が育つまち」を目指すこととしています。

市民による文化・芸術活動や、自主的・自律的な生涯学習活動の拠点となる施設を整備することによって、より市民一人ひとりの学びや楽しみにつなげることができると考えます。社会人になっても、何歳になっても、幅広い年代の方が自分のタイミングでやりたいことにチャレンジできる、誰もが生き生きと活躍できる高知市を実現するために、春野公民館及び筆山文化会館の整備は重要です。

### 2. 整備の考え方

それぞれの施設には、耐震性の不足（筆山文化会館）、建物及び設備の老朽化、バリアフリー化の未対応等の課題がありますが、両施設ともに老朽化が著しく、改修等による対応には限界があり、抜本的な課題解決には建て替えによる整備が必要となっています。

本市における「高知市公共施設マネジメント基本計画」では、「安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供」という目的を実現するための方向性の一つとして、【総量の最適化】をマネジメントの目標としており、「市民サービスの視点から必要な機能を検討するとともに、将来にわたり継続的に利用できるような財政的な裏付けのもと、総量の最適化を図る。」としています。

この方針に沿い、高知市の生涯学習の推進に当たって重要な拠点である春野公民館及び筆山文化会館の機能を複合化する方向で検討を行いました。

二つの施設を複合化することで、施設をより有効に効率的に活用でき、また市全体の公共施設としても、コンパクトかつ効率的な施設を目指して方針の整理を行います。

## 第三章 基本構想

### 1. 施設のコンセプト及び整備方針

前述のとおり、筆山文化会館は音楽練習、彫塑陶芸含む作品制作など、社会人の文化活動を支える、高知市内では貴重な施設です。また、春野公民館は、春野地域の社会教育活動や地域活動を支える中核的な施設として利用されています。

2011 高知市総合計画（平成 23 年 3 月策定）では、芸術・文化の振興を通じた心豊かな暮らしの実現を目的とした「多様で魅力的な芸術・文化活動の推進」施策の事業として、文化施設の整備を挙げています。

筆山文化会館の市民の文化・芸術活動の拠点としての機能、そして春野公民館の春野地域における生涯学習の中核施設としての機能に加え、2011 高知市総合計画（平成 23 年 3 月策定）の内容を踏まえ、より市民の文化活動を活発に行うことができる施設の実現に向け、施設のコンセプトを下記のように決めました。

#### 《コンセプト》

『幅広い世代が自身のニーズに応じた学習ができる場』

『多様な芸術・文化活動を行える場』

『多くの市民に親しまれ、交流が生まれる場』

また、コンセプトを達成するため、安全性と機能性を重視した敷地利用をベースとし、当該施設が文化施設及び公共施設としての機能を担う上で、以下の 6 項目を重視する整備方針としました。

#### 《整備方針》

- ① 本市の文化活動の拠点として、日常的な文化活動を幅広く行うことのできる施設を目指す。
- ② 春野地域の公民館の中核として、生涯学習活動に加え、地域活動の拠点としての機能を有する。
- ③ 幅広い世代、市民ニーズに対応し、誰もが利用しやすく、市民に親しまれ、周辺環境との調和を図ることのできる施設を目指す。
- ④ 職員による施設点検を容易にし、長期に利用でき、ライフサイクルコストを抑える施設を目指す。
- ⑤ 建物を整形とすることで建設コストを縮減する。
- ⑥ 自然採光や、自然換気による通風の確保など、自然エネルギーを活用し、環境負荷の低減に配慮する。

## 2. 施設に求められる機能

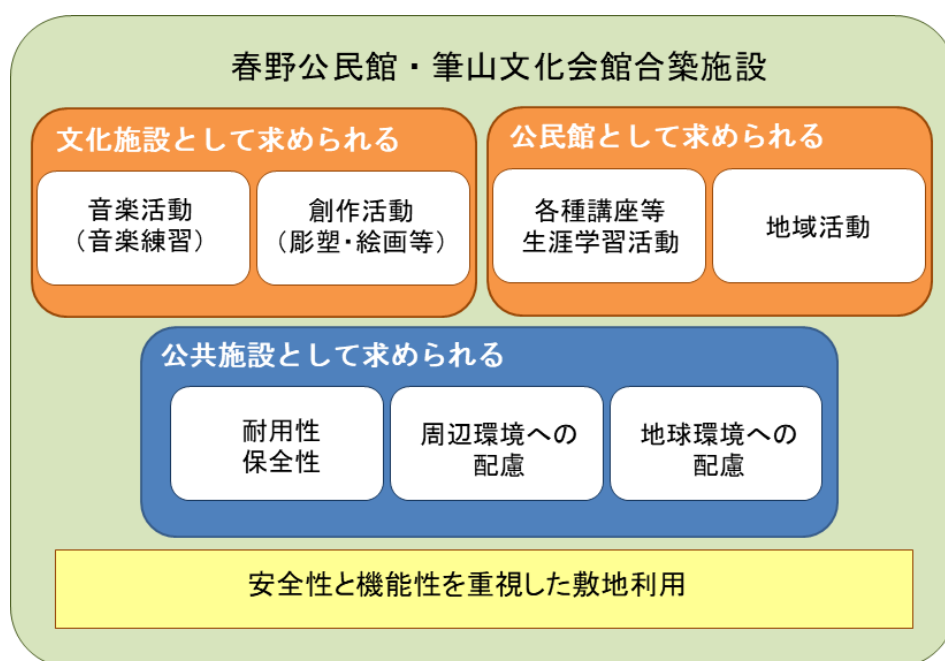
筆山文化会館では、文化施設として、合唱や吹奏楽などの大人数での練習やバンド練習などの「音楽活動」、彫塑・陶芸、絵画の制作などの様々な「創作活動」といった文化活動が行われています。アンケートからも、筆山文化会館利用者からは、音楽活動を行うにあたっての防音機能や、彫塑作品の制作に必要な洗い場と作品の保管場所を希望する意見が多く見られました。

春野公民館では、市民学校などの公民館主催事業である各種講座に加えて、地域住民によるサークル活動など、幅広い「生涯学習活動」が行われています。春野利用者へのアンケートでは、普段の利用目的についての質問に、音楽練習や舞踊・ダンス、茶道、華道、俳句、水彩画、フラワーアレンジメントなど様々なサークルから回答がありました。

合わせて、春野公民館は地域団体の打合せや会議、行政相談や人権相談、選挙投票所の会場など、「地域活動」の拠点としても使用されています。

合築後の施設については、筆山文化会館の文化施設として「音楽活動」「創作活動」を行うことのできる機能、春野公民館に公民館施設として「各種講座等生涯学習活動」や「地域活動」を行うための機能を満たす必要があります。

また、公共施設として、長期的に施設を活用できるための「耐用性」「保存性」、騒音などの影響を減らす「周辺環境への配慮」、高知市の『公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入に関する指針（平成 28 年度）』に基づく再生可能エネルギー設備や省エネルギーの導入など「地球環境への配慮」ができる必要があります。



### 3. 建設場所

#### (1) 考え方

合築後の施設の建設場所の検討に当たって、筆山文化会館については、敷地が土砂災害警戒区域に含まれていることから、現在の敷地内での改築は困難です。

また、合築後の施設は春野公民館としての機能を有する必要があることから、春野地域の住民が利用しやすい範囲、春野地域内での建設が不可欠であると考えました。

こうした考えから、文化施設、公民館、そして公共施設として求められる各機能を確保するため、十分な広さのある春野公民館周辺で建設用地を検討することとしました。

#### (2) 敷地候補地の検討

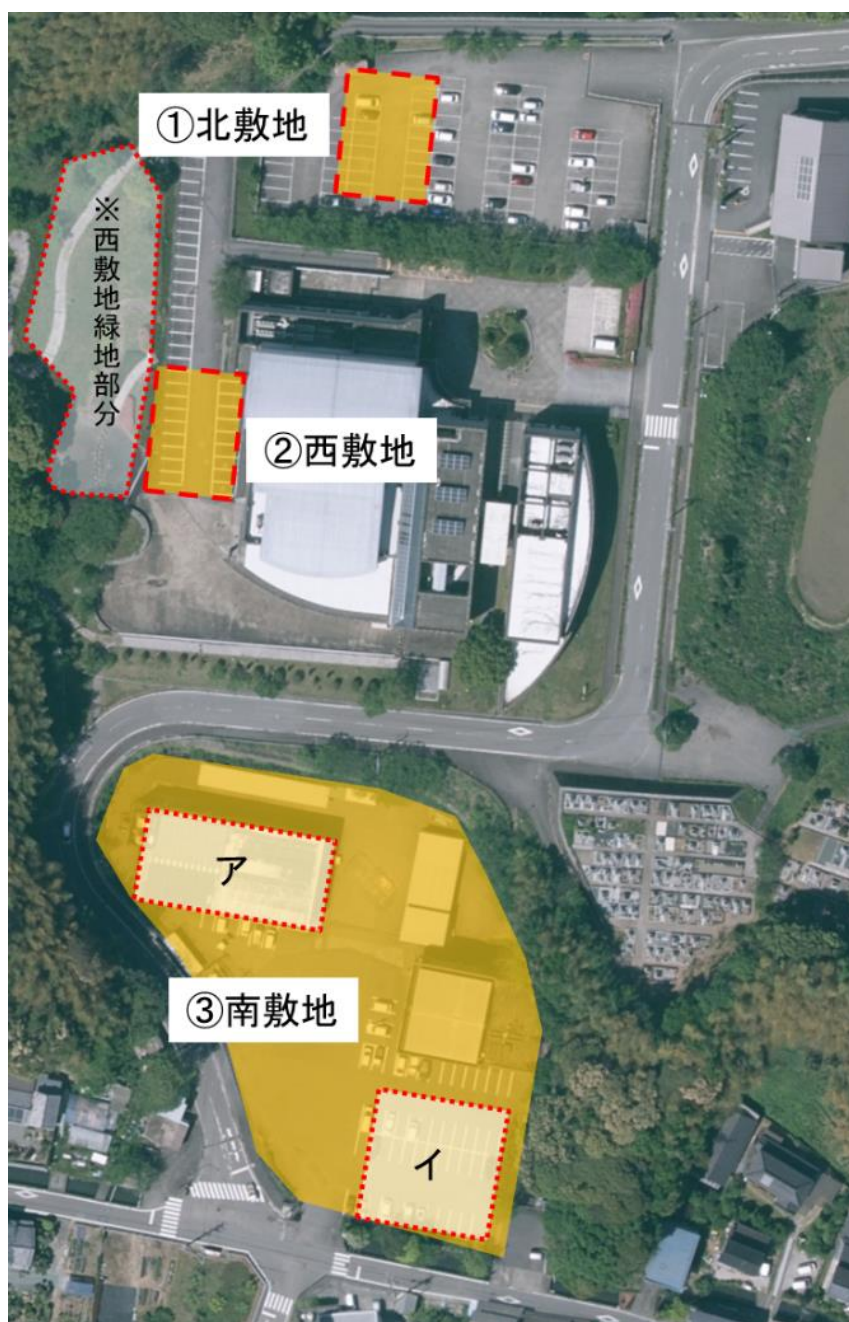
春野公民館周辺には、春野文化ホールピアステージ、春野庁舎が位置している高台と、その一段下の南側に、現在、春野公民館が立地している敷地があります。

春野文化ホールピアステージ周辺には、①北側に駐車場、②西側に駐車場と緑地があり、③春野公民館が立地する敷地があります（13 ページ【敷地候補】参照）。

- ①北敷地 地下に調整池があるため、建設するにあたっては、調整池の機能維持のため、建設面積分の調整池を別途新設する必要がある
- ②西敷地 春野文化ホールピアステージ駐車場のスペースが減少する上、合築後に必要な機能を備えるための十分な面積が確保できない
- ③南敷地 合築後に必要な機能を備えるための十分な面積を確保できる。敷地が広いいため建物の配置に自由度がある。

以上のことから、③の敷地内で建築場所を検討することとしました（14 ページ【敷地候補検討経過】参照）。

【敷地候補】



|            | ① 北敷地                       | ② 西敷地                       | ③ 南敷地                                                                  |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 都市計画区域     | 市街化調整区域                     | 市街化調整区域                     | 市街化調整区域                                                                |
| 都市計画施設     | 施設外                         | 施設外                         | 施設外                                                                    |
| 土砂災害特別警戒区域 | 外                           | 外                           | 内 (敷地の一部)                                                              |
| 用途地域       | 指定無し<br>( 建蔽率 60, 容積率 200 ) | 指定無し<br>( 建蔽率 60, 容積率 200 ) | 指定無し<br>( 建蔽率 60, 容積率 200 )                                            |
| 道路区分       | 東面 ( 1 項 1 号 )              | 接道なし<br>(接道する為には、敷地形状の検討要)  | 南面 ( 1 項 1 号 ) ,<br>西面 ( 1 項 1 号 )                                     |
| 建築面積 (概算)  | 30m×20m=600 m <sup>2</sup>  | 14m×14m=196 m <sup>2</sup>  | ア : 561.14 m <sup>2</sup> (現在の春野公民館)<br>イ : 15m×20m=300 m <sup>2</sup> |

【敷地候補検討経過】

| 建設用地概要        | ①                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                               | ②                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                   | ③                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
|               | 北敷地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 高知市春野町西分 342・342-2の一部、343-1の一部、349-1・349-3の一部 | 西敷地                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 高知市春野町西分 35・34-2の一部、23の一部、23-2の一部 | 南敷地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 高知市春野町西分 15の一部、15-2、15-6、19の一部 |
| 概要            | ○都市計画法第29条に準ずる基準によって、開発行為に伴い洪水調整施設（調整池）を設置している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                               | ○都市計画法第29条に準ずる基準によって、開発行為に伴い一定規模の緑地として位置づけられた敷地が周辺にある。<br>○調整池の流域となっている。<br>○法面のため切土の発生が想定される。                                                                                                                                                                                                                  |                                   | ○都市計画法第29条（開発許可）に準ずる協議開発が行われた区域からは大部分が外れている。<br>○敷地の一部が土砂災害防止法に基づく特別警戒区域に指定されている。<br>○仁淀川浸水想定区域には入っており、浸水深は3.0～5.0m程度。浸水深以上の地盤にするためには盛土または1階部分をピロティ方式にするなど対策が必要。<br>○公民館周辺は現在使用していない防火水槽（2か所）が地下に埋まっている。                                                                                                                                |                                |
| 建築する場合に必要な手続き | ○都市計画法に準ずる協議開発<br>・放流先協議先：<br>新川川→高知県管理                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                               | ○都市計画法に準ずる協議開発<br>・道路及び水路用地<br>あじさい公園内の道は、法定外公共物として、管財課所管の行政財産があり、その機能の付け替えも発生する可能性がある。<br>・森林区域<br>当該区域は、森林法に基づく規制がかかっている可能性があるため計画によっては森林法に基づく手続きが必要となり、森林法の基準に基づき森林の確保等が必要となる可能性がある。<br>⇒別途高知県治山林道課と協議。<br>※造成規模等によっては不要の可能性が高い<br>○盛り土規制法に関連する手続き等                                                          |                                   | ○土砂災害防止法に基づく特定開発行為の許可<br>※仮に土砂災害防止法に基づく手続等不要となったとしても、特別警戒区域内で駐車場等、不特定多数の人が利用する土地利用を行う場合は、必要な措置を講じるべきと思われる。<br>○都市計画法に準ずる協議開発<br>○防火水槽の撤去<br>消防に確認し、撤去する場合は消防に事前連絡のみで問題ないとの回答あり。                                                                                                                                                         |                                |
| 課題            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法に準ずる手続きが発生した場合、開発当時とは、降雨強度の計算式も変わっており、下流の放流管渠の断面精査が必要になる可能性がある。</li> <li>・洪水調整能力の低下を避けて建築する場合、どのくらいの広さまで建築が可能なかの積算が必要だが、庁内では積算が困難である。専門業者に入ってもらふ必要がある。</li> <li>→専門業者への委託費が必要。また、計算した結果、十分な面積が確保できない可能性が高い。また、建築する場合は、洪水調整の能力の低下が考えられ、既存施設の改良または新たな施設の設置が必要となる可能性がある。</li> <li>・春野文化ホールピアステージの駐車場が減ってしまう。</li> </ul> |                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北敷地と同様、都市計画法に準ずる手続きが発生した時点で、降雨強度式の変更に伴う放流量への影響も考慮するかどうか検討が必要。</li> <li>・緑地部分については、「敷地面積の3%」という規定がされているので、3%未満になるまではいくらかでも面積は広げられるが、造成に係る費用が必要。</li> <li>・切土法面を保護する擁壁等の構造物が必要となる可能性がある。</li> <li>・春野文化ホールピアステージの駐車場が減ってしまう。</li> <li>・緑地部分を除くと、面積が候補地の中で最も狭い。</li> </ul> |                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域内に建てる場合、公民館目的の土地の区画形質の変更は特定開発行為に該当。</li> <li>・区画形質の変更がある場合は、土砂災害防止法に基づく手続き及び都市計画法に準ずる手続きを経て、<u>擁壁や落石防止柵等設置し特別警戒区域の指定を解除後の建築になるか、建築物自体を基準に耐えられるよう強固なものにするか対応が必要。</u></li> <li>・洪水浸水区域なので浸水深以上の地盤にするためには盛土や1階部分をピロティ方式にするなどかさ上げ等の対策が必要。</li> <li>・敷地内に農道水路が通っている部分がある（払下げを予定）。</li> </ul> |                                |
| 適否            | 不適：<br>調整池上に建設することになるため、その機能を維持しつつ建設が可能かどうかの調査に費用と時間が必要になる。<br>また、その調査の結果、想定する機能を備えた広さの建物の建築が困難な可能性もあるため、建設には不適と判断した。                                                                                                                                                                                                                                             |                                               | 不適（第2候補）：<br>建設可能であると判断するが、面積が不十分である。 <u>必要な面積を確保するにあたっての緑地の造成及び切土法面保護のための擁壁に費用がかかる。</u><br>また、 <u>春野文化ホールピアステージの駐車場に建てることになるため、駐車場の減少による施設利用への影響が大きい。</u>                                                                                                                                                      |                                   | 適（第1候補）：<br>建設可能であると判断する。<br>土砂災害特別警戒区域への対応や浸水対策としてのかさ上げに費用がかかる。                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                |

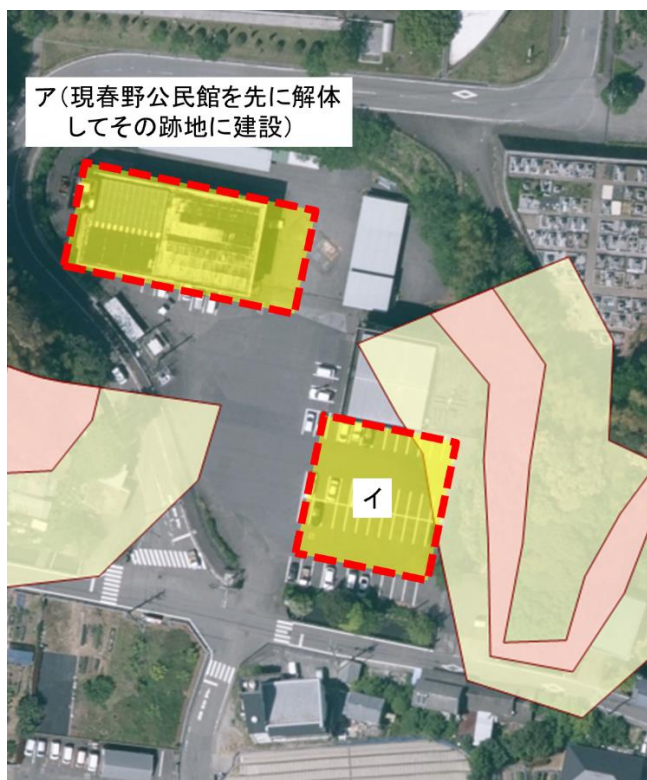
### (3) 南敷地内での検討

③南敷地については敷地面積が広く、新しい施設を建設する候補地が2か所あります。

必要な機能を備えるための面積の確保、敷地の接道確保、駐車場の確保の観点から、現春野公民館敷地ア及び旧春野庁舎跡地イを候補地として検討を行いました。

検討の結果、イの場合、施設の一部が土砂災害警戒区域であり、擁壁等の対策工事に別途費用が必要となるため、アを建設敷地としました。

また、十分な駐車場の確保及び洪水対策として、1階部分をピロティ方式とし、駐車場として活用することとします。



| 建設用地概要        | 南敷地：ア                                                                                                                                                                                                        | 南敷地：イ                                                                                                                                                                                                            |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○現公民館周辺は防火水槽（2か所）が地下に埋設されている。</li> <li>○仁淀川浸水想定区域に入っており、浸水深は3.0～5.0m程度。</li> <li>○土砂災害特別警戒区域について、<b>建築物が区域内でなければ、建築基準法施行令第80条の3（特別警戒区域内の構造規定）は、適用されない。</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害防止法に基づく特別警戒区域に指定されている。</li> <li>○仁淀川浸水想定区域には入っており、浸水深は3.0～5.0m程度。</li> </ul>                                                                                         |
| 建築する場合に必要な手続き | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防火水槽の撤去<br/>消防に確認したところ、現在は使用されていないとのこと。<br/>撤去する場合は消防に事前連絡のみで問題ないとの回答あり。</li> <li>○都市計画法に準ずる協議（盛土の場合）</li> </ul>                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害防止法に基づく特定開発行為の許認可</li> <li>○都市計画法に準ずる協議（盛土の場合）</li> </ul>                                                                                                            |
| 課題            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水区域なので、<b>かさ上げ等</b>の対策が必要。</li> </ul>                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区画形質の変更がある場合は、土砂災害防止法に基づく手続き及び都市計画法に準ずる手続きを経て、<b>擁壁や落石防止柵等設置し特別警戒区域の指定を解除後の建築になるか、建築物自体を基準に耐えられるよう強固なものにするか対応が必要。</b></li> <li>・洪水浸水区域なので、<b>かさ上げ等</b>の対策が必要。</li> </ul> |
| 適否            | 適：建設可能であると判断する。駐車場の確保のため、また、洪水対策として <b>1階部分をピロティ方式</b> とし、駐車場とする。                                                                                                                                            | 不適：建設可能であるが、土砂災害警戒区域に建物の一部が入るため、擁壁等、対策に費用と時間が必要になる。                                                                                                                                                              |

#### 4. 春野公民館機能の代替施設

現春野公民館を解体し、その跡地に建設する方針のため、現在の春野公民館の機能は建設期間中、利用が不可能になります。

期間中も各公民館活動、生涯学習活動を可能な限り実施するため、春野公民館周辺での機能移転の検討を行い、周辺の各施設を建設中の機能移転先とするよう検討を行いました。

春野公民館事務室としての機能は、春野公民館の中核施設として、春野地域の中心部にあることが望ましいことから、春野庁舎へ移転をすることとします。

貸室機能については、春野地域にある15の分館のうち、スペースや現在の利用状況から、弘岡下分館、森山分館、平和分館、南ヶ丘分館の4館への分散を軸として調整していく方針としました。

なお、春野文化ホールピアステージについては、指定管理施設として利用料金制をとっているため、使用料の減免が困難であり、主な貸室機能の移転先としては想定しておりません。

事務室及び貸館については、令和8年度予定の現春野公民館解体に向け、令和7年度期間中に春野地域の住民への周知を行っていきます。

##### 【機能移転先】

|                                    | 機能移転先    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------|----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 春野公民館事務室                           | 春野庁舎     | 1階高齢者支援課跡 | <ul style="list-style-type: none"> <li>春野公民館職員4名が業務を行うことができるスペースが確保できる。</li> <li>庁舎内のため、ネットワーク環境が既に整備されており、迅速に機能移転が可能である。</li> <li>現状は庁内の会議スペースの1つとして利用されているため、<b>春野地域振興課側と利用についての協議を予定。</b></li> <li>窓口からは少し奥まったスペースとなるため、<b>令和7年度中に春野地域住民への情報周知を行う。</b></li> </ul> |
| 貸館機能<br>(太鼓練習、生涯学習活動・市民学校・チャレンジ塾等) | 春野公民館各分館 | 弘岡下分館     | <ul style="list-style-type: none"> <li>館内に広いホール、会議室があり、市民学校等、公民館事業を行う十分なスペースがある。</li> </ul>                                                                                                                                                                          |
|                                    |          | 森山分館      | <ul style="list-style-type: none"> <li>交通の便が悪い、地区住民からの位置的認知度が低い等の課題があるため、<b>事業開催の際にはより周知を行っていく。</b></li> </ul>                                                                                                                                                       |
|                                    |          | 平和分館      | <ul style="list-style-type: none"> <li>室数も多く、公民館事業を行う十分なスペースがある。</li> <li>地域からの位置的認知度も高く、交通の便も良い。</li> </ul>                                                                                                                                                         |
|                                    |          | 南ヶ丘分館     | <ul style="list-style-type: none"> <li>普段から地域住民の利用が一定数あるため、<b>事業開催の際には地区住民との調整を行っていく。</b></li> </ul>                                                                                                                                                                 |
|                                    | 周辺施設     | 春野あじさい会館  | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉部所管施設</li> </ul>                                                                                                                                                                                                          |

## 5. 概ねの施設規模

高知市公共施設マネジメント基本計画では、高知市の人口動向や財政状況から総合的に判断し、2055 年までに公共施設の延床面積を 32%削減することが必要としています。これはあくまで市の公共施設全体の延べ床面積の合計からの削減率ですが、合築後の施設についても、この考え方に基づき概ねの施設規模を設定することとしました。

現在の筆山文化会館の面積は約 595 m<sup>2</sup>、春野公民館の面積は約 1,029 m<sup>2</sup>、2 施設の面積を合計すると 1,624 m<sup>2</sup>となりますが、それぞれに現在は利用していない場所や兼用可能な貸室等もあり、整理することが可能です。

新施設に必要とされる機能を満たし、兼用できる部分は兼用するなど工夫することで、削減目標の達成を目指します。

## 6. 事業スケジュール (案)

財源として公共施設適正管理推進事業債を活用予定であるため、令和7年3月時点で公共施設適正管理推進事業債の事業期間である令和8年度中の建設工事着手を目指し、以下のようなスケジュールを予定しています。

